

## ○加入申し込み方法

方 法	受 付 期 間
インターネット ※クレジットカード決済のみ	通年（注）
市役所・町村役場	
ゆうちょ銀行又は郵便局 ※東北管内の店舗	
金融機関 秋田銀行 北都銀行 羽後信用金庫 あきた白神農業協同組合 秋田やまもと農業協同組合 秋田しんせい農業協同組合 秋田おばこ農業協同組合 秋田ふるさと農業協同組合 こまち農業協同組合 うご農業協同組合 ※秋田県内の店舗	2月1日～7月31日

注：2月1日以降の申し込みは翌年度加入となります。

## ○お問い合わせ先

能代市	市民保険課	0185-89-2168
横手市	地域づくり支援課	0182-23-6683
大館市	市 民 課	0186-43-7044
男鹿市	生活環境課	0185-24-9111
湯沢市	環境共生課	0183-73-2115
鹿角市	生活環境課	0186-30-0224
由利本荘市	生活環境課	0184-24-6253
湯上市	地域づくり課	018-853-5370
大仙市	生活環境課	0187-63-1111
北秋田市	生活環境課	0186-62-6628
にかほ市	生活環境課	0184-32-3033
仙北市	生活環境課	0187-43-3313
小坂町	町 民 課	0186-29-3928
上小阿仁村	総 務 課	0186-77-2221
藤里町	町 民 課	0185-79-2113
三種町	町民生活課	0185-85-4823
八峰町	防災町民課	0185-76-4666
五城目町	住民生活課	018-852-5112
八郎潟町	住民生活課	018-875-5806
井川町	町民生活課	018-874-4415
大潟村	総務企画課	0185-45-2111
美郷町	住民生活課	0187-84-4903
羽後町	町民生活課	0183-62-2111
東成瀬村	総 務 課	0182-47-3401

秋田県市町村総合事務組合 018-888-0220

## ○加入申込書記載例

太線の枠の中をはっきりと記入してください。  
ボールペン等で記入してください。

市 町 村 名	納 入 者 氏 名	
○○市	秋 田 太 郎	
住 所	※加入者の秋田県内（秋田市を除く。）の住民基本台帳に記録されている住所を記載してください。	
○○市○○町○番○号		
(TEL ○○○ - ○○○ - ○○○○)		
加 入 者 氏 名	加入する共済に○印	
	交 通 災 害 1人 300 円	不 慮 の 災 害 1人 700 円
秋 田 太 郎	○	○
花 子	○	○
三 洋	小1	○
令和8年度の小学校1年生はこのように記入し、人数計や共済掛金には含めません（交通災害共済のみ）。		
人 数 計	2 人	3 人
共 済 掛 金	600 円	2,100 円
合 計 金 額	2,700 円	

※加入申込書に記載いただいた内容は、共済金及び奨学援護金の支払目的のみに使用し、その他の目的に使用したり外部に公表したりすることは一切ありません。

# ともすけ共済

令和8年度

加入も!  
請求も!  
インターネットで完結!!



加入申込  
受付中!!

インターネット  
加入はコチラから▶



秋田県市町村総合事務組合

## ○交通災害共済・不慮の災害共済について

### 交通災害共済

加入者が交通災害にあったとき、**入院治療期間及び通院治療日数**につき共済金を支給します。

#### 交通災害とは

道路上において、自動車、バイク、自転車等の事故による死傷をいいます（日本国内に限る）。例えば、自動車を運転中に衝突した、自転車で転倒した、歩行中に自動車にひかれたなどの事故がこれにあたります。

### 不慮の災害共済

加入者が不慮の災害にあったとき、**入院治療期間**につき共済金を支給します。

**対象は入院のみです。**

#### 不慮の災害とは

急激かつ偶然の外来の事故による死傷をいいます。例えば、転倒や転落による災害、作業中の事故、スポーツ中の事故、地震や火災などによる災害がこれにあたります。

## ○共済の加入資格

秋田県内（**秋田市を除く**）の住民基本台帳に記録されている方なら、どなたでも加入できます。

本共済の加入は1人1口です。

2口以上加入することはできません。

## ○共済期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

4月1日以降に加入の場合は、加入申込日の翌日から共済期間の末日まで。

事故発生日が共済期間内である災害が対象です。

## ○共済掛金

**交通災害共済：1人 300円**

**不慮の災害共済：1人 700円**

大人も子どもも一律の金額です。

年度途中から加入しても掛金の額は変わりません。

令和8年度の小学校1年生は、1年間に限り交通災害共済掛金が無料です（不慮の災害共済は除く）。

自動加入ですので、加入手続きは必要ありません。

## ○災害共済金

	交通災害共済金	不慮の災害共済金
死 亡	1,000,000 円	600,000 円
後遺障害第1級	1,000,000 円	600,000 円
〃 第2級	800,000 円	480,000 円
〃 第3級	700,000 円	420,000 円
〃 第4級	600,000 円	360,000 円
〃 第5級	500,000 円	300,000 円
傷害	入院	日額 2,000 円
	通院	日額 800 円
		<b>対象外</b>

注1 交通災害共済金：傷害は最低保障額 15,000 円～支払上限額 200,000 円。通院1日でも請求できます。

注2 不慮の災害共済金：傷害は最低保障額 15,000 円～支払上限額 110,000 円。入院1日でも請求できます。

注3 はり・きゅうは対象となりません。

注4 死亡、後遺障害及び傷害のうち複数に該当した場合でも、死亡の場合は死亡の共済金の額が、後遺障害の場合は後遺障害の当該等級による共済金の額が上限です。

注5 後遺障害は、**自動車損害賠償保障法施行令別表に定める第1級から第5級までの障害**をいいます。

注6 当該事故前の身体障害は対象となりません。

## ○共済金の請求方法

市役所・町村役場又はインターネットで（表紙のQRコード）共済金を請求できます。

請求期間は、災害発生日（後遺障害の場合は、症状が固定した日）から**3年以内**です。共済金の請求には、次の書類が必要です。

交通災害共済	不慮の災害共済
共済金請求書※	共済金請求書※
交通事故証明書	診断書
診断書	加入者証の写し
加入者証の写し	通帳等の写し
通帳等の写し	

※インターネット請求の場合、共済金請求書は不要です。

※死亡共済金及び診断書が4枚以上ある場合は、インターネット請求はできません。

## ○共済金の支払い制限

・ 交通災害共済は、自動車安全運転センター事務所長の発行する**交通事故証明書の添付がないときは**、共済金が**5割減額**されます。

同乗していた場合などで、交通事故証明書に記載されていない場合も、同様に5割減額されます。

・ 酒気帯び運転（酒酔い運転を含む）、無免許運転（酒気帯び運転又は無免許運転を知りながら同乗した場合を含む）、自殺、故意による事故の場合には共済金をお支払いできません。

・ 不正に共済金の支払いを受けようとしたときや、暴走行為、スピード違反、薬物により正常な運転ができるない状態での交通事故、闘争行為による事故などのほか、法令に違反し、かつ、重大な過失がある場合などには、共済金が制限されることがあります。

## ○弔慰金について

自殺、無免許、酒気帯び運転（酒酔い運転を含む）又は故意で共済金の支払い対象とならなかった場合に、死亡したときは 10 万円の弔慰金をお支払いします。

## ○奨学援護金制度

加入者である父母のいずれかが、次の場合に該当したときは、その遺児等に、幼稚園又は保育園（小学校入学前2年間）から高校卒業までの間、1人月額 5,000 円の奨学援護金が支給されます。

- ・ 死亡共済金又は弔慰金に該当したとき
- ・ 後遺障害第1級の共済金に該当したとき